



変額保険の募集において留意すべき事項 (代理店体制整備のポイント)

2023年1月

SOMPOひまわり生命保険株式会社

1. 体制整備のポイント（代理店編）

変額保険は市場リスクを有する生命保険（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある生命保険）として、保険業法では「特定保険契約」と定め、金融商品取引法の一部を準用した販売ルールを守ることを義務付けています。顧客保護の観点から、様々な規制が設けられており、その中でも特にご留意いただきたい体制整備のポイントをまとめましたので、内容を確認のうえ、体制整備に取り組みましょう。

変額保険を募集するにあたり、代理店の体制整備のポイントを確認しましょう！！

変額保険を募集する代理店において、特に重要なポイントを記載します。

体制整備のポイントをしっかりとおさえ、適正な募集体制確保・募集品質の確保をしましょう。（代理店の実情にあわせて対応してください）



ポイント	項目	内容	チェック
1. 変額保険販売資格保有者の管理	変額保険を募集するためには、生命保険協会が行う変額保険販売資格試験（以降、変額試験）に合格し、所属保険会社の変額保険販売資格者として生命保険協会に登録されることが必要です。 代理店内にて、変額保険販売資格者の管理を徹底しましょう！ ※当社の変額販売資格を持たない方が変額保険の募集することはできません。	<input type="checkbox"/>	
2. 適合性のルール策定・研修等による周知徹底	収集したお客様の属性情報、加入目的等に照らして不適当と認められる勧誘を行わないよう、適合性確認の基準や方法、当該基準に該当する場合の方策を具体的に社内規程等に定めて、社内通知・研修等によって代理店内でその遵守を徹底する必要があります。 ※適合性確認の規定については、ひな型をご用意しております。 また、当社の代理店コンプライアンスマニュアルを代理店の規定と定めることも可能です。	<input type="checkbox"/>	
3. 適合性確認シートの保管	変額保険の募集において、お客様の属性情報収集・適合性確認は必須です。 「適合性確認シート」は、保険会社からの求めに応じていつでも提出できるように、適当な期間、代理店にて保管する必要があります。（当社では契約成立から5年間保管することを推奨しています。）	<input type="checkbox"/>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・勧誘方針の見直し 金融サービス提供法では、「金融商品販売業者」に対して、金融商品を販売するための勧誘方針の策定・公表も義務付けています。 変額保険を販売するにあたっては、勧誘方針に投資性商品の勧誘についても記載することが望ましいです。 ・顧客本位の業務運営に関する方針（FD方針）の見直し FD方針を策定している代理店については、必要に応じて特定保険契約についての内容を盛り込むこと等をご案内ください。 ・募集資料の作成 商品上の特性から、代理店で変額保険の募集用の資料等（その他資料含む）は作成不可であることを周知徹底します。 	<input type="checkbox"/>	

2. 体制整備のポイント（募集人編）

変額保険を募集するにあたり、募集人の皆さんに特にご留意いただきたいポイントです。

＜1＞適合性確認シートを使用し、適正な勧誘を行いましょう！

「適合性確認シート」は、お客さまの属性情報（知識、経験、財産の状況、契約締結の目的等）を聞きとり、適合性を確認するための帳票です。**お客さまの適合性を確認することは、お客さまの満足のみならず、後々の苦情を発生させないなどの観点からも重要なポイントです。**

当社は「適合性確認シート（適合性確認の基準）」にて、基準を設けており、募集人が適合性を確認した結果、適合性に欠けると判断した場合は、変額保険を提案することはできません。

「適合性確認シート（適合性確認の基準）」の内容をもとに、適合性の確認を行いましょう。

お客さまの属性情報収集が適正な適合性確認を行う重要なポイントです！！



- ・変額保険を募集する際には、属性情報をしっかりと確認し、変額保険をおすすめできるお客さまかどうかを見極める必要があります。
- ・投資経験のないお客さまについては、運用リスクがある商品だということを特に留意して説明します。
- ・保険料に充当される資金は、生活資金などに充てる予定のない余裕資金かどうか確認します。
- ・生命保険契約は預金と異なり中長期にわたる運用であることを説明します。

※当社の変額保険を募集する際は、原則、当社の「適合性確認シート（印刷物番号：891947）」を使用し、当社の適合性確認の基準に照らして適合性を判断してください。

※代理店が独自の「適合性確認の基準」を規定化している場合については、代理店独自の適合性確認の基準が、当社の基準を充足していれば問題ないものとして許容します。

また、代理店が「代理店独自または他社の帳票」を使用して適合性を確認する場合は、「代理店独自または他社の帳票」の確認項目が、当社の適合性確認シートの確認項目を充足していれば問題ないものとして許容します。

2. 体制整備のポイント（募集人編）

適合性確認シート 帳票見本

適合性確認シート																																		
<p>本書面は投資性商品である「変額保険」のお申込みを検討されるお客さまに対し、「変額保険」がお客さまの環境や状況と保険契約のお申込みをする目的に照らし、適合しているかを確認するためのものです。 「変額保険」のお申込みを検討されるすべてのお客さまについて、ご確認いただくことが必要です。</p>																																		
<p>1. お客さまに適切な商品を提案するために必要な情報である以下の事項につき確認ください。</p> <p>※以下の項目の内、□の項目については、該当する項目にレ点チェックをしてください。お客さまが法人の場合、①～④は不要です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">①年齢</td> <td style="width: 10%;">歳</td> <td style="width: 10%;">②職業</td> <td style="width: 10%;">万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">③年収</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">年収 × 20% :</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">④金融資産</td> <td style="width: 10%;">万円</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">金融資産 × 30% :</td> <td style="width: 10%;">万円</td> </tr> </table> <p>⑤これまでご購入されたことのある金融商品をご記入ください。（複数回答可） <input type="checkbox"/>株式 <input type="checkbox"/>投資信託 <input type="checkbox"/>公社債 <input type="checkbox"/>特定保険契約（変額保険・外貨建保険等） <input type="checkbox"/>外貨預金 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>投資経験なし</p> <p>⑥保険料原資をご記入ください。（複数回答可） <input type="checkbox"/>預貯金・給与 <input type="checkbox"/>株式 <input type="checkbox"/>投資信託 <input type="checkbox"/>公社債 <input type="checkbox"/>特定保険契約（変額保険・外貨建保険等） <input type="checkbox"/>外貨預金 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>⑦株式や為替相場に関する興味やリスク選好度 <input type="checkbox"/>株式や為替相場に関心がありリスクを理解し（または理解いただくことができ）、許容することができる <input type="checkbox"/>株式や為替相場に関心がなくリスクを理解していない（または理解いただくことができず）、許容することができない</p> <p>⑧契約者のご意向（動機やニーズ） <input type="checkbox"/>死亡時の保障・病気・ケガ・がん・特定疾病・介護の保障 <input type="checkbox"/>貯蓄（教育資金・老後生活資金準備等） <input type="checkbox"/>事業保障・事業継承（役員の保障） <input type="checkbox"/>福利厚生（従業員の保障） <input type="checkbox"/>退職金（生存・死亡）準備 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>2. 適合性を確認いただいた結果について、以下の確認をしてください。</p> <p>※上記の①から⑧の確認事項について、以下の⑨から⑬の記載内容を確認のうえ、レ点チェックしてください。お客さまが法人の場合①から④は不要です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①未成年者で親権者・後見人の同意がある。または成人でお一人での判断が的確にできている。</td> <td style="width: 50%;">□はい □いいえ</td> </tr> <tr> <td>②パート・アルバイト、学生、主婦、無職ではない。</td> <td>□はい □いいえ</td> </tr> <tr> <td>③④保険料の額が、年収・金融資産に比べて、バランスを欠く状態ない。</td> <td>□はい □いいえ</td> </tr> <tr> <td>⑤投資性商品のリスクについての説明をし、十分に理解いただき、許容することができる。</td> <td>□はい □いいえ</td> </tr> <tr> <td>⑥以下、ア～ウをすべて満たしている。 ア. 保険料の原資が定期性預貯金や他の金融商品の満期金または、解約返戻金ではない。 イ. 元本割れがある場合でも許容できる余裕資金を原資としている。 ウ. 充当される資金が借入金を前提としている。</td> <td>□はい □いいえ</td> </tr> <tr> <td>⑦⑧下線付き□の項目に該当している。</td> <td>□はい □いいえ</td> </tr> </table> <p>※ご確認いただきました事項に「いいえ」が1つでもある場合は、特定保険契約である変額保険は、お客さまに適合しない商品のため、他の定額保険を提案してください。（変額保険をおすすめできません。）</p> <p>本書面は、取扱者が適切に保管してください。【保管期限：適当な期間保管（推奨保管期間5年）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">確認日</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">様</td> </tr> <tr> <td>お客さまのお名前</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>取扱代理店名</td> <td>取扱者名</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">新契約部 23.03 (891947)</p>				①年齢	歳	②職業	万円	③年収	年収 × 20% :	④金融資産	万円	金融資産 × 30% :	万円	①未成年者で親権者・後見人の同意がある。または成人でお一人での判断が的確にできている。	□はい □いいえ	②パート・アルバイト、学生、主婦、無職ではない。	□はい □いいえ	③④保険料の額が、年収・金融資産に比べて、バランスを欠く状態ない。	□はい □いいえ	⑤投資性商品のリスクについての説明をし、十分に理解いただき、許容することができる。	□はい □いいえ	⑥以下、ア～ウをすべて満たしている。 ア. 保険料の原資が定期性預貯金や他の金融商品の満期金または、解約返戻金ではない。 イ. 元本割れがある場合でも許容できる余裕資金を原資としている。 ウ. 充当される資金が借入金を前提としている。	□はい □いいえ	⑦⑧下線付き□の項目に該当している。	□はい □いいえ	確認日	年 月 日	様	お客さまのお名前			取扱代理店名	取扱者名	
①年齢	歳	②職業	万円																															
③年収	年収 × 20% :	④金融資産	万円																															
			金融資産 × 30% :	万円																														
①未成年者で親権者・後見人の同意がある。または成人でお一人での判断が的確にできている。	□はい □いいえ																																	
②パート・アルバイト、学生、主婦、無職ではない。	□はい □いいえ																																	
③④保険料の額が、年収・金融資産に比べて、バランスを欠く状態ない。	□はい □いいえ																																	
⑤投資性商品のリスクについての説明をし、十分に理解いただき、許容することができる。	□はい □いいえ																																	
⑥以下、ア～ウをすべて満たしている。 ア. 保険料の原資が定期性預貯金や他の金融商品の満期金または、解約返戻金ではない。 イ. 元本割れがある場合でも許容できる余裕資金を原資としている。 ウ. 充当される資金が借入金を前提としている。	□はい □いいえ																																	
⑦⑧下線付き□の項目に該当している。	□はい □いいえ																																	
確認日	年 月 日	様																																
お客さまのお名前																																		
取扱代理店名	取扱者名																																	

【別紙】適合性確認シート（適合性確認の基準）	
<p>「2. 適合性を確認いただいた結果について、以下の確認をしてください。」で各項目をレ点チェックいただくにあたり、必ず以下の内容をご確認のうえ、ご記入ください。</p>	
2-①	未成年者やご高齢者（70歳以上）の場合は、特に十分な理解をいただくために細心の注意が必要です。
2-②	「いいえ」に該当の場合で、世帯主・家族等の職業を確認し保険料の継続的な支払いに問題のないことが確認できた場合、「はい」をチェックしてください。
2-③④	<p>年間保険料が年収の20%以内または、総払込保険料が金融資産の30%以内または、その組み合わせの範囲内となっていますか。範囲内の場合、「はい」をチェックしてください。</p> <p>＜組み合わせの例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年収500万円のお客さまが年間保険料150万円の変額保険に加入希望の場合 年収の20%は100万円であり、年間保険料150万円を下回るため不可。 ただし不足分の年間保険料50万円×保険料払込期間年数の金額が金融資産の30%以内となる場合は取り扱い可能です。
2-⑤	<p>投資経験のないお客さまへは特に、変額保険の仕組み、特徴、投資リスク、お客さまにご負担いただく諸費用、解約控除等について、十分にご理解いただくための時間を確保したうえで、ご説明してください。</p> <p>※対応履歴を代理店として記録保存することを推奨します。</p>
2-⑥ア	<p>「いいえ」に該当する場合で、商品特性等や解約による不利益事項を十分にご理解いただくための時間を確保したうえで、説明し了解されている場合は「はい」をチェックしてください。</p> <p>※対応履歴を代理店として記録保存することを推奨します。</p>
2-⑥イ	余裕資金とは、手持ちの資金のうち、生活費や非常時に備えて残しておくお金を差し引いた資金で、多少減ってしまっても生活に影響を与えないお金のことです。
2-⑥ウ	借入金をもとに保険料の支払をすることは、どのような場合もできません。
2-⑧	<p>＜個人契約の場合＞以下のいずれかに該当する場合「はい」をチェックしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 死亡時の保障 b. 病気・ケガ・がん・特定疾病・介護の保障 c. 貯蓄（教育資金・老後生活資金準備等） <p>＜法人契約の場合＞以下のいずれかに該当する場合「はい」をチェックしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> d. 事業保障・事業継承（役員の保障） e. 福利厚生（従業員の保障） f. 退職金（生存・死亡）準備 <p>＜個人・法人契約共通＞</p> <p>その他を選択している場合で、その内容が上記a～fにあてはまらない内容である場合は「いいえ」となります。</p>

新契約部 23.03 (891947)

2. 体制整備のポイント（募集人編）

＜2＞重要事項について、しっかりと説明しましょう！

変額保険は市場リスクを有する生命保険です。お客様の理解度を確認し、しっかりとご理解いただいたうえでお申込みいただきましょう。

- ・「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」は申込前に必ず交付しなければなりません。
契約内容や不利益事項、市場リスク等により元本欠損が生じる恐れがあること、特別勘定や費用等について説明し、十分にご理解いただきます。
- ・「特別勘定のしおり」や「ご契約のしおり・約款（WEB約款を含む）」も用いたうえで、説明しましょう。
- ・お客様の年齢・職業・投資経験の有無等により、理解度は異なります。
説明方法や説明回数等、そのお客様にあった手段・回数にて対応しましょう。

重要事項（契約概要・注意喚起情報）説明が必要！！



お客様に正しくご理解いただいていないと…

- ・パンフレットによる説明のみで、契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）の説明は受けていない！
- ・投資リスクがあるなんて説明は受けていない！
- ・基本保険金額の最低保証がなくなることなんて説明がなかった！
- ・ご契約のしおり・約款を読み上げるだけで、どんどん手続きが進み内容が理解できなかった！（高齢のお客さま）
- ・クーリング・オフの説明がなく、期間内にクーリング・オフができなかった！

こんな苦情が発生してしまうかも…



特に高齢のお客さまに対しては、理解度を確認のうえ丁寧に説明することが必要です。

金融サービス提供法では、「金融商品販売業者」が市場リスクや信用リスク等の重要事項について説明を行わなかったことにより「お客様」が損害を被った場合には、「金融商品販売業者」が損害賠償責任を負うことと定められています。

※金融商品販売業者には保険会社はもちろん募集代理店も含まれます。

＜投資助言規制について＞

お客様に対し、投資に関する具体的なアドバイスを行うこと（具体的な特別勘定を指定して助言する等）はできません。

<参考> 変額保険に関する各種法令・生保協会のガイドライン等

変額保険に関する代表的な法令・生保協会のガイドラインを以下に記載しますので、ご確認ください。

法令・ガイドライン名	該当箇所・概要
保険業法	第300条の2（金融商品取引法の準用）
保険業法施行規則	第234条の27（特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）
金融商品取引法（金商法）	投資性のある金融商品をできるだけ幅広く横断的に規制対象とした法律。金融商品を取り扱う業者はすべて「金融商品取引業」と位置づけ、内閣総理大臣に申請、登録した業者しか業務ができないようにしている。また、販売・勧誘・契約面を中心に、広告規制や適合性の原則、書面交付義務、損失補てん禁止などが盛り込まれている。
金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）	多様化・複雑化する金融商品の販売をめぐる「お客さま」と「金融商品販売業者」との間のトラブルを未然に防ぐことを目的として、定められた法律。
保険会社向けの総合的な監督指針	II-4-2-2 保険契約の募集上の留意点、II-4-10 適切な表示の確保など
市場リスク有する生命保険の募集等に関するガイドライン	市場リスク有する生命保険の募集等に関し、特に留意すべき事項が示されているガイドライン
契約締結前交付書面作成ガイドライン	金商法における重要事項説明書類を「契約締結前交付書面」と呼びます。保険の場合、契約概要・注意喚起情報が該当します。定額保険と名称が変わるために注意が必要です。
生命保険商品に関する適正表示ガイドライン	10. 特定保険契約の留意事項
市場リスク有する生命保険の販売手数料を開示するにあたって特に留意すべき事項	金融窓販において、市場リスク有する生命保険の募集を行うにあたり、顧客に市場リスク有する生命保険の販売手数料等を開示等する際の留意点が示されている。
高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン	II. 各論（2）特定保険契約募集時の留意事項

